

第28回京都市福祉有償運送運営協議会

日時：令和4年11月7日（月）午後2時30分～

場所：職員会館かもがわ 2階 第5会議室

議 題

- 1 京都市福祉有償運送における運営指針の改正について
- 2 福祉有償運送申請団体（新規2団体）の審査について

〔配布資料〕

- | | |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 京都市福祉有償運送運営協議会委員名簿 |
| 資料2 | 京都市福祉有償運送運営協議会規則 |
| 資料3 | 京都市移動支援型ヘルプサービスについて |
| 資料4 | 京都市福祉有償運送における運営指針改正案（新旧対照表） |
| 資料5 | 京都市福祉有償運送における運営指針（改正案） |
| 資料6 | 審査方法について |
| 資料7 | 福祉有償運送審査団体一覧 |
| 資料8 | 福祉有償運送申請団体審査票 |
| 資料9 | 京都市における福祉有償運送実施団体の状況について（参考） |

京都市福祉有償運送運営協議会委員名簿

氏名（敬称略）	所属団体等
あだち たかひろ 足立 高広	一般社団法人京都府タクシー協会 専務理事
いしだ しのぶ 石田 忍	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室 ボランティア支援部
おか ち え こ 岡 千栄子	公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会 会長
おんち のりお 恩地 典雄	京都精華大学人文学部総合人文学科 教授
かねもと ひでかず 兼元 秀和	一般財団法人全国福祉輸送サービス協会 京都支部 支部長
きはら けんた 木原 健太	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官
たなか みつお 田中 三雄	京都ハイタク共闘会議 議長
ひのきだに み え こ 檜谷 美恵子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
ふるかわ まつこ 古川 末子	社会福祉法人えのき会 理事長
やしろ やすひろ 八代 康弘	京都市保健福祉局保健福祉部 部長

平成 25 年 11 月 15 日

規則第 91 号

京都市福祉有償運送運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

京都市移動支援型ヘルプサービスについて

1 事業の概要

京都市内において、外出が難しい高齢者を「地域の通いの場」等まで送迎し、併せて、送迎途上で介護予防に資する取組（スーパーマーケット等への立ち寄り）を行う事業。

なお、本事業は、京都市介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの一つとして実施する。

2 対象者

ケアプランに移動支援サービスが位置付けられた要支援 1・2 の認定を受けた方、事業対象者の方及び継続利用要介護者。

3 送迎方法（福祉有償運送でのセダン型車両により移送する理由）

本市としては、次の理由から、道路運送法及び道路運送法施行規則に規定する福祉有償運送でのセダン型車両により移送を行いたい。（→別添の運営指針を改定）

- ・ 要支援者等は、主に身体状況の低下から外出時にはカートを利用する方が多く、介助なしで公共交通機関や一般タクシーの利用が困難であるが、福祉車両を利用する必要はないこと
- ・ 乗合での移送を想定しているが、福祉車両に複数人乗車した場合、補助席を使用することになり、利用者の安全確保が難しくなること
- ・ 要支援者等は介護タクシー（通院等乗降介助）の利用対象外であること（※）
- ・ 福祉有償運送で行う場合、責任が明確になるとともに、総合事業で人件費の補助が可能となり、安定運営が可能となること

（※）介護タクシーは、要介護 1～5の方が利用対象

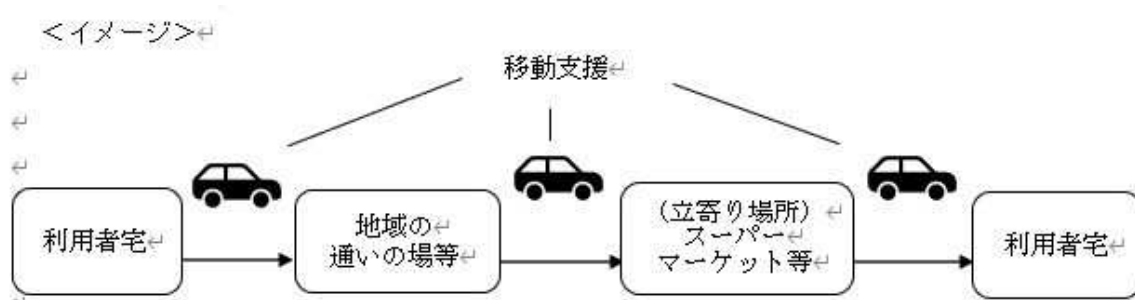
4 送迎先

送迎を行う団体とは異なる団体が実施する健康長寿サロンや地域介護予防推進センターが実施する運動教室等の「地域の通いの場」。

なお、申請予定団体から相談を受けている内容としては、別団体が山科区で実施する介護予防のための運動教室への送迎を週 1 回行う想定をしており、1 回当たりの送迎人数は、上限 5 人となる予定である。

5 送迎前後の支援

事業実施にあたっては、閉じこもりや心身機能の低下等の予防を目的として、送迎の前後でスーパーマーケット等に立ち寄り、買物支援を行う等の介護予防に資する取組を行う。



京都市福祉有償運送における運営指針改正案（新旧対照表）

（下線部は改正部分）

旧（現行）	新（改正案）
○ 京都市福祉有償運送における運営指針（抜粋） 5 審査基準 協議会で審査する基準を次のとおりとする。 （１）運送主体 福祉有償運送の運営主体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 ア NPO、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会のいずれかである者 イ 福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。 ウ 申請者及び申請団体の役員が、次のいずれかの事由に該当するものではないこと。 ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。 ② 登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該取消しを受けた者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する	○ 京都市福祉有償運送における運営指針（抜粋） 5 審査基準 協議会で審査する基準を次のとおりとする。 （１）運送主体 福祉有償運送の運営主体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 ア NPO、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会のいずれかである者 イ 福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。 ウ 申請者及び申請団体の役員が、次のいずれかの事由に該当するものではないこと。 ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。 ② 登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該取消しを受けた者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する

役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。)であるとき。 ③ 自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当する者であるとき。 エ セダン型車両による移送の場合には、5(2)で定める旅客に対して、移送以外の障害者自立支援法(平成18年法律第123号)に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業その他協議会が認めた福祉サービスを一体的に実施している法人であること。ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送は除く。 (2) 運送しようとする旅客の範囲 次に掲げる者であって、運営主体となる法人の会員として登録された者及びその付添い人とする。 ア 福祉車両による移送の場合 ① 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要支援者及び要介護者であって、移動が困難な者	役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。)であるとき。 ③ 自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当する者であるとき。 エ セダン型車両による移送の場合には、<u>次のいずれかの条件を満たす法人であること。ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送は除く。</u> <u>① 5(2)イ①で定める旅客を移送する場合</u> 移送以外の障害者自立支援法(平成<u>17</u>年法律第123号)に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業その他協議会が認めた福祉サービスを一体的に実施している法人であること。 <u>② 5(2)イ②で定める旅客を移送する場合</u> <u>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する移動支援型ヘルプサービスを実施する法人であること。</u> (2) 運送しようとする旅客の範囲 次に掲げる者であって、運営主体となる法人の会員として登録された者及びその付添い人とする。 ア 福祉車両による移送の場合 ① 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要支援者及び要介護者であって、移動が困難な者
---	--

② 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）の規定による身体障害者であって、移動が困難な者 ③ その他単独での移動が困難な者であって、公共交通機関を利用することが困難な者 具体的には、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、特定疾患等難病患者、広汎性発達障害者、高次脳機能障害者、被爆者健康手帳を持つ者、戦傷病者手帳を持つ者その他特別の理由のため協議会が認めた者をいう。 イ セダン型車両による移送の場合 公共交通機関を利用することが困難な者のうち、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、広汎性発達障害者その他特別の理由のため協議会が認めた者等で福祉車両による移送の必要性がない者 ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送については、５（２）ア 福祉車両による移送の場合 の例による。	② 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）の規定による身体障害者であって、移動が困難な者 ③ その他単独での移動が困難な者であって、公共交通機関を利用することが困難な者 具体的には、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、特定疾患等難病患者、広汎性発達障害者、高次脳機能障害者、被爆者健康手帳を持つ者、戦傷病者手帳を持つ者その他特別の理由のため協議会が認めた者をいう。 イ セダン型車両による移送の場合 ① 公共交通機関を利用することが困難な者のうち、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、広汎性発達障害者その他特別の理由のため協議会が認めた者等で福祉車両による移送の必要性がない者 ② <u>公共交通機関を利用することが困難な者のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者、要支援者及び要介護者（介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する移動支援型ヘルプサービスを利用する場合に限る。）</u> ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送については、５（２）ア 福祉車両による移送の場合 の例による。
--	--

審査方法について

※これまでと同じ審査方法です。

- 1 申請内容については、事務局で確認の上、申請団体ごとに、資料 8「福祉有償運送申請団体審査票」にまとめています。
- 2 申請団体に入室していただいたあと、まず事務局から資料 8 に基づき申請内容を説明し、その後、各委員から申請団体への質疑を行っていただきます。
- 3 申請関係書類の写しは、各委員の席上にファイルして置かせていただいています。ただし、申請関係書類には、多数の個人情報が含まれておりますので、協議会終了後は回収させていただきます。
- 4 すべての申請団体の説明及び質疑が終わりましたら、各委員による審査を行っていただきます。審査については、申請内容及び別紙「京都市福祉有償運送における運営指針」に基づいて、①承認、②条件付きの承認、③否認、のいずれかを決定していただきます。
- 5 なお、本日の協議会における団体審査については、「京都市福祉有償運送運営協議会の公開の取扱いについて」の規定に基づき、非公開としています。